

委 託 業 務 仕 様 書

令和6年4月

(四日市市上下水道局 下水建設課、下水維持課)

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課、下水維持課にて縦覧）を準用する。

また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課、下水維持課にて縦覧）を準用する。

2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。

4 三重県業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項）に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(土地への立入り等)

第3 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また、業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(履行管理工程)

第4 受託者は、契約締結後7日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書（以下「調書」という）に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の3日までに発注者に提出するものとする。

ただし、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス（059-354-8303）にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第5 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第6 1 対応要領に沿った対応

(1) この契約による業務の実施（以下「本業務」という。）の請負を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第7 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を

行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に

関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	☒ 積算条件 ☒ 三重県県土整備部制定 令和6年11月制定版 ☐ その他（ ） ☒ 単価適用日 ☒ 令和7年4月1日制定（令和7年9月1日一部改訂） ☐ その他（ ）
イ 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 三重県業務委託共通仕様書【令和3年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和6年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和6年7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年7月一部改訂） ☒ 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【令和3年制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 ） ☐ その他（ ）
ウ 業務計画等	☒ 契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
エ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和6年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるもの（SXF(P21)形式）とする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 報告書A4版 両面印刷 2部 ☐ 図面 2部 ☒ 縮小図面（A3相当）2部 ☒ 電子記憶媒体 2部 ） ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。 （ ） ☒ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☐ その他（ ）
オ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（測量業務受託者と十分に協議及び調整を行うこと）
カ 照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（国土交通省中部地方整備局 令和4年3月制定） ☒ その他（業務計画書とともに照査計画書を作成し提出すること）
キ 打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 ☒ 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
ク 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ）
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ☐ 当業務において試掘が必要と判断された場合は、受託者にて試掘を行うこと。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水維持課
令和7年9月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
コ その他	☐ 設計業務前に公図調査を実施し地権者リストの作成を行い、監督職員の確認後、説明会を実施すること。地元説明会後に、公設汚水桝設置申請書の回収を行い、設計に反映すること。 （参考 汚水桝設置申請書回収費：〇〇件（想定）、1日標準回収件数は20件とし、回収作業は技術員とする。） ☒ 打合せや設計協議等の記録については受託者が作成し、発注者の確認を得ること。 ☒ 地下埋設物調査については管理者より資料を収集し、現地にて位置確認の立会いを実施すること。また、汚水管布設に伴い支障物件の移転が発生する場合は、支障物件移設平面図を作成すること。 ☒ 関係機関との協議の際は受託者も同席すること。なお説明資料および占用する際に必要な書類等については、監督員の指示に従い作成すること。 ☒ 流量計算に変更が生じた場合は、区画割施設平面図・流量表の見直しを行い、報告書に添付すること。 ☐ 図面に汚水桝のタイプ表を添付すること。また、舗装展開図及び舗装面積表を作成すること。 ☒ 設計対象の土地の利用状況等の履歴を調査し、土地の利用の状況、有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染について、可能な限り遡って調査すること。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水維持課
令和7年9月

設 計 条 件 項 目 表

項 目	設 計 条 件
委 託 名	雨水路基本設計業務委託(海蔵)
工 期	契約の日から 令和 8 年 3 月 19 日まで
場 所	四日市市 大字東阿倉川及び大字西阿倉川 地内
業 務 目 的	本委託業務は、集中豪雨に伴う大字東阿倉川地区内の水路溢水による、道路冠水箇所の解消を図ることを目的とする。
管 径 ・ 工 法 及 び 面 積	基本設計(雨水のみ) 12.69 ha
特 殊 構 造 物	無
報 告 書 作 成	有
設 計 協 議	第1回打合せ 中間打合せ 3 回 最終打合せ
施 工 法 等 の 比 較 検 討	無
耐 震 計 算 (応 答 変 位 法)	無
耐 震 設 計	無
設 計 条 件 補 正	無
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	無
旅 費 交 通 費	有 旅費交通費の指定:滞在を伴わない

作 業 業 務 内 容 項 目 表

標準業務内容	作 業 業 務 内 容	作 業 項 目
管路施設実施設計 (基本設計)	☐ a) 分流式(雨水・汚水共) ☐ b) 分流式(汚水のみ) ☒ c) 分流式(雨水のみ) ☐ d) 合流式	☒ 調査 (☒ 資料収集 ☒ 現地踏査 ☒ 地下埋設物調査) ☒ 設計計画 ☒ 流量断面計算 ☒ 概略工法検討 ☒ 図面作成 ☒ 照査
管路施設実施設計 (新設・詳細設計)	☐ a) 開削工法(内径1,200mm未満) ☐ b) 開削工法(内径1,200mm以上) ☐ c) 開削工法(ボックスカルバート・開きよ) 【現場打ち】 ☐ d) 推進工法(刀口、小口径) ☐ e) 推進工法(中大口径) ☐ f) シールド工法(仕上り内径5,000mm以下) ☐ g) 特殊マンホール (小規模で構造が容易な施設) ☐ h) 特殊マンホール ☐ j) マンホール形式ポンプ場(2次製品) ☐ k) マンホール形式ポンプ場(現場打ち)	☐ 調査 (☐ 資料収集 ☐ 公図調査 ☐ 現地踏査 ☐ 現地作業) ☐ 設計計画 ☐ 各種計算 ☐ 耐震設計 (☐ レベル1地震動 ☐ レベル1及びレベル2地震動) (☐ 調査 ☐ 条件設定 ☐ 耐震計算 ☐ 照査) ☐ 設計図作成 ☐ 数量計算 ☐ 照査 ☐ 調査 (☐ 資料収集 ☐ 公図調査 ☐ 現地踏査 ☐ 現地作業) ☐ 設計計画 ☐ 各種計算 ☐ 耐震設計 (☐ レベル1地震動 ☐ レベル1及びレベル2地震動) (☐ 調査 ☐ 条件設定 ☐ 耐震計算 ☐ 照査) ☐ 設計図作成 ☐ 数量計算 ☐ 照査 ☐ 構造計画 ☐ 各種計算 ☐ 耐震設計 (☐ レベル1地震動 ☐ レベル1及びレベル2地震動) (☐ 調査 ☐ 条件設定 ☐ 耐震計算 ☐ 照査) ☐ 設計図作成 ☐ 数量計算 ☐ 照査 ☐ 設計計画 ☐ 各種計算 ☐ 耐震設計 (☐ レベル1地震動 ☐ レベル1及びレベル2地震動) (☐ 調査 ☐ 条件設定 ☐ 耐震計算 ☐ 照査) ☐ 設計図作成 ☐ 数量計算 ☐ 照査
管路施設実施設計 (改築・詳細設計)	☐ a) 布設替え工法(開削・内径1,200mm未満) ☐ b) 布設替え工法(開削・内径1,200mm以上) ☐ c) 管更生工法(内径800mm未満) ☐ d) 管更生工法(内径800mm以上)	☐ 調査 (☐ 資料収集 ☐ 公図調査 ☐ 地下埋設物調査) ☐ 設計計画 ☐ 各種計算 ☐ 耐震設計 (☐ レベル1地震動 ☐ レベル1及びレベル2地震動) (☐ 調査 ☐ 条件設定 ☐ 耐震計算 ☐ 照査) ☐ 設計図作成 ☐ 数量計算 ☐ 照査 ☐ 調査 (☐ 資料収集 ☐ 既設管調査 ☐ 現場環境調査) ☐ 設計計画 ☐ 各種計算 ☐ 耐震設計 (☐ レベル1地震動 ☐ レベル1及びレベル2地震動) (☐ 調査 ☐ 条件設定 ☐ 耐震計算 ☐ 照査) ☐ 設計図作成 ☐ 数量計算 ☐ 照査

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。